

# 平成26年度 亀山市行財政改革大綱後期実施計画に関する実績等報告書

(財務部 財政改革室)

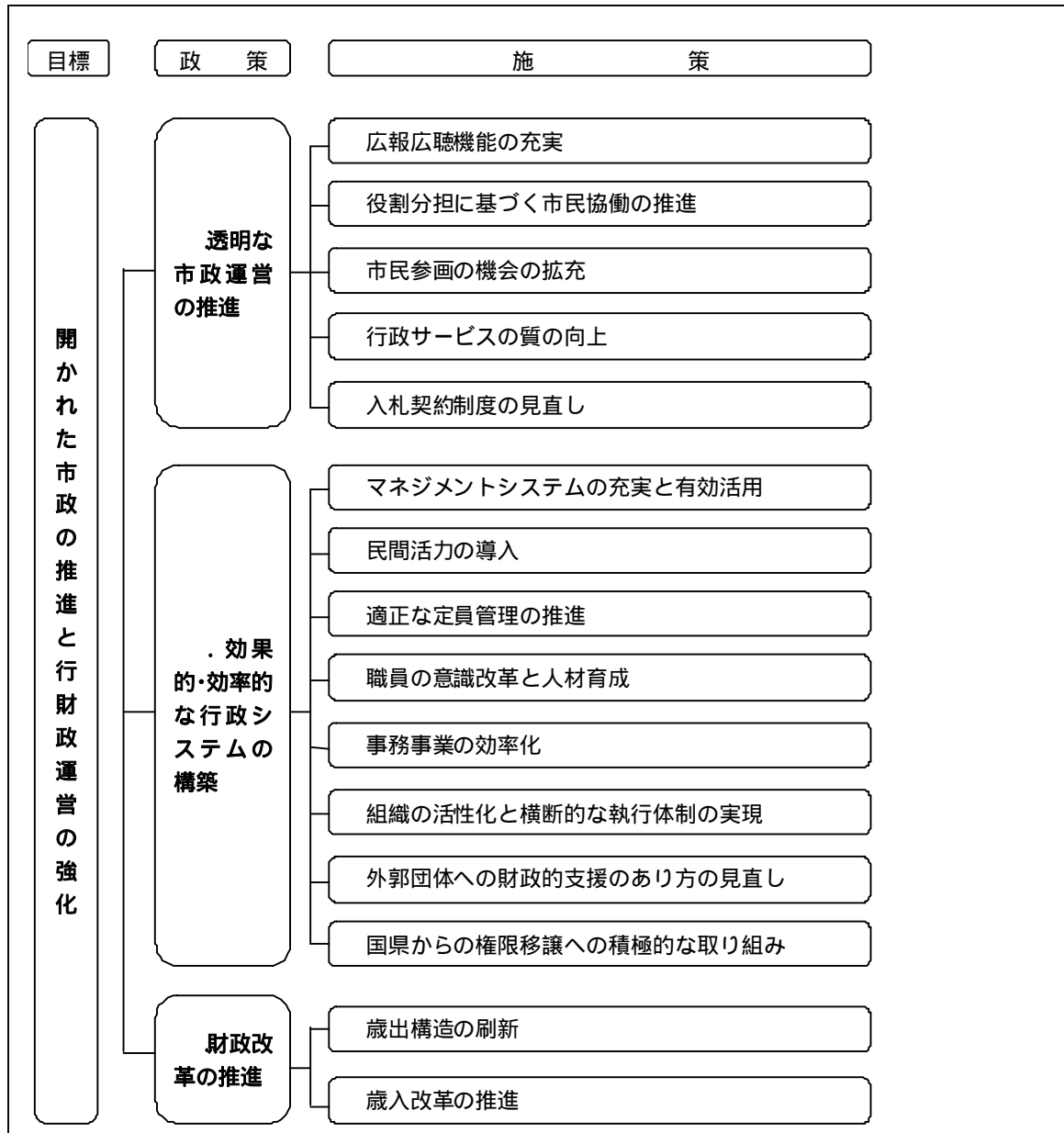
## (計画の位置付け・目的)

本大綱は、第1次亀山市総合計画後期基本計画の「行政経営-(1)自立した行政経営の推進」に向け、「④行財政改革の推進」の具体的な手法を示すものである。  
大綱の目的は、選択と集中による持続可能な健全財政の確立のため、『開かれた市政の推進と行財政運営の強化』することである。

## (計画の期間)

平成22年度から平成26年度(平成24年度一部見直し)  
◆前期実施計画 … 平成22年度～平成23年度  
◆後期実施計画 … 平成24年度～平成26年度

## (計画の骨格)



(計画の実績等)

<p>実績・成果</p>	<p>「亀山市行財政改革大綱」後期実施計画(平成 24～26 年度)の 55 の実施事業を着実に推進するため、行財政改革推進本部会議を年間 10 回開催し、事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』の実施や補助金及び受益者負担の適正化等について議論を重ね、それぞれに一定の方向性を見出した。</p> <p>まず、事務事業点検制度『ザ・点検 ～亀山モデル～』については、平成 26 年度、27 年度の 2 カ年において、中堅職員による内部点検と外部委員による 2 段階方式により 36 事業の点検を公開で行うこととした。第 1 回目の内部点検については、11 月 23 日(日)に実施し、18 事業中 17 事業が要改善となり、そのうち 3 事業で約 900 万円の削減を平成 27 年度当初予算に反映させた。</p> <p>次に、補助金の適正化については、平成 20 年 6 月に策定した「補助金・負担金の適正化に関する基準」を見直し、全ての補助金を性質別に分類し、分類ごとに検証や見直し方法を規定した。また、これを基に平成 26 年度末で終期設定のある補助金の交付基準の改訂を行った。</p> <p>また、受益者負担の適正化については、平成 25 年度に見直しの方向性を決定した「白鳥の湯入浴料」「動物火葬炉使用料」「事業系一般廃棄物処理手数料」と併せて「産業廃棄物処理施設使用料」の条例改正を行い、料金を改定した。</p> <p><u>その他平成 26 年度の新たな取組み</u> ※【 】内は実施事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆政策Ⅰ. 透明な市政運営の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>○運動施設への予約システムの導入準備【公共施設予約システムの導入】</li> </ul> </li> <li>◆政策Ⅱ. 効果的・効率的な行政システムの構築             <ul style="list-style-type: none"> <li>○第 3 次亀山市定員適正化計画の策定(2 月)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>【定員適正化計画に基づく適正な定員管理】</li> </ul> </li> <li>○亀山市特定事業主行動計画の策定(2 月)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>【ワーク・ライフ・バランス率先行動】</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◆政策Ⅲ. 財政改革の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共下水道事業の公営企業会計の導入(H27.4 月運用開始)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>【下水道事業の公営企業会計の導入準備】</li> </ul> </li> <li>○本庁舎1階の玄関ロビーに広告付案内表示板の設置(3 月)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>【広告収入の導入】</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p><u>実施事業別の成果</u></p> <p>別添「平成 26 年度 亀山市行財政改革大綱後期実施計画に関する実績等報告書(実施事業別)」参照</p>
<p>反省点・課題</p>	<p>行財政改革推進本部を中心に改革を推進しているが、大綱に掲げる 55 の実施事業の推進室に偏り、改革の進捗にも影響があることから、今後は全庁的な取組みとなるよう検討が必要である。</p> <p>また、実施事業のうち部内での調査や検討にとどまった取組みや国の動向に影響される事業など、完了できなかった事業については、第 2 次行財政改革において引き継ぎ実施していく必要がある。</p>
<p>改善の方向性</p>	<p>平成 27 年度を初年度とする第 2 次行財政改革については、大綱及び実施計画の策定段階から全室が関わり、オール市役所で改革を実行するという意識を高めていく。</p> <p>また、各目標に指標を設定するとともに、年度別の取組内容を明確にして、着実に改革が推進できるよう進捗管理を徹底する。</p>

平成26年度 亀山市行財政改革大綱計画後期実施計画に関する実績等報告書(実施事業別)

政策	施策	実施事業
I. 透明な市政運営の推進	①広報広聴機能の充実	1. 市民記者 2. 市長への手紙 3. メールモニター
	②役割分担に基づく市民協働の推進	4. イベントの在り方見直し 5. 各種団体の自立促進
	③市民参画の機会の充実	6. まちづくり基本条例推進事業 7. 人材バンクの設置・活用 8. ミニ市場公募債発行の検討
	④行政サービスの質の向上	9. コンビニ収納 10. 役所言葉の見直し 11. 公共施設予約システムの導入
	⑤入札契約制度の見直し	12. 入札契約制度改革
II. 効果的・効率的な行政システムの構築	①マネジメントシステムの充実と有効活用	13. 庁内マネジメントシステムの見直し 14. 施策評価の実施 15. 事務事業評価の範囲の拡大
	②民間活力の導入	16. 保育所のあり方の検討 17. 水道料金の受付、料金部門の民間活用の検討 18. 関ロτζへの指定管理者制度の導入
	③適正な定員管理の推進	19. 定員適正化計画に基づく適正な定員管理
	④職員の意識改革と人材育成	20. 長期研修計画に基づく人材育成 21. 復職支援プログラムの導入・実施 22. ワーク・ライフ・バランス率先行動 23. エコ通勤の実施 24. 地域づくり支援職員の配置 25. コンプライアンスの徹底
	⑤事務事業の効率化	26. 各種統計データの活用 27. 事務改善運動の強化 28. 統合型GISの有効活用 29. 共通事務のマニュアル化
	⑥組織の活性化と横断的な執行体制の実現	30. 市民ニーズの効率的な把握 31. 組織機構の再編
	⑦外郭団体への財政的支援のあり方を見直し	32. 外郭団体の経営の健全化（公益財団法人亀山市地域社会振興会、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会、公益社団法人亀山市シルバー人材センター）
	⑧国県からの権限移譲への積極的な取り組み	33. 権限移譲の調整・検証

政策	施策		実施事業
Ⅲ. 財政改革の推進	①歳出構造の刷新	1) 標準的経費の削減	34. 委託業務経費の削減 35. 予算編成改革
		2) 政策的経費の重点化配分	36. 事業仕分けの実施
		3) 補助金等の適正化	37. 補助金の適正化
		4) 地方公営企業・特別会計の健全化	38. 水道ビジョンに基づく水道事業の推進 39. 病院経営の健全化 40. 下水道事業の公営会計の導入準備 41. 持続可能な国民健康保険事業の運営
	②歳入改革の推進	1) 収納対策の更なる推進	42. 市の私債権の適正な管理
		2) 企業立地政策の推進	43. 地域産業活性化基本計画の策定・推進
		3) 公有財産の活用・処分	44. 普通財産の有効活用・売却 45. 行政財産及び普通財産の貸付料の見直し
		4) 基金の有効活用	46. 基金の有効活用
		5) 新たな財源の確保	47. 広告収入の導入 48. カーボンオフセットの検討
		6) 受益者負担の適正化	49. 白鳥の湯入浴料の見直し 50. 市運行バス運賃の見直し 51. 動物火葬炉使用料の見直し 52. 幼稚園保育料及び保育所保育料の見直し 53. 事業系一般廃棄物処理手数料の見直し 54. 職員駐車場の有料化の検討 55. 各種手数料の検討

亀山市行財政改革大綱実施事業の取組み実績

No.	実施事業名	推進室	取組み	平成26年度の成果等	5年間(H22-H26)の取組状況	進捗状況	完了(達成)できない理由又は未着手の理由	第2次行財政改革大綱への引継ぎ	
1	市民記者	広報秘書室	平成22年度から実施している「市民記者」について、更なる充実を図り、より親しみの持てる広報紙を発行します。	平成26年度も毎月16日号に市民記者の記事を掲載し、市民参画による広報紙づくりが行えた。掲載内容も、文化年にマッチした歴史文化、スポーツと市民に興味を持っていただけるものや、防災に関連したものなど、より市民に身近なものとなった。	市民ならではの地域に密着した話題を「広報かめやま」に掲載するため、平成22年度から、市民目線で取材を行う「市民記者が行く！！かめやま見てある記」のコーナーを設け、市民参画による広報紙づくりにつなげた。	完了		引き継がない	取組みが定着したため、第2次行財政改革大綱へは引き継がず、推進室において取り組んでいく。
2	市長への手紙	広報秘書室	市長に対して、市政に対する意見・提案・要望ができる「市長への手紙」を活用し、市民の声をまちづくりに活かします。	平成26年度は、25件の「市長への手紙」をいただき、寄せられた市政へのご意見等について丁寧に説明を行いました。また、寄せられた意見は、今後の行政運営の参考とするよう取組んでおり、例えばホームページ掲載記事内容の充実など改善できるものは迅速に取り組みしました。	平成22年9月より市民からのご意見を広く伺う広聴機能のツールとして、開設。これまでの5年間で年間約50件、週1回のペースで各分野にご意見が寄せられた。「市長への手紙」の創設により、市政に対する提案・要望など“生の声”を多数いただき、まちづくりに活かすことで、『市民に開かれた信頼と希望の市政の実現』に寄与した。	完了		引き継がない	取組みが定着したため、第2次行財政改革大綱へは引き継がず、推進室において取り組んでいく。
3	メールモニター	広報秘書室	市政に対する世論調査について、「かめやま・安心めーる」登録者を対象にアンケート調査を実施し、市民の声をまちづくりに活かします。	文化年のメイン事業である「夏季巡回ラジオ体操」の実施前に、ラジオ体操に関するアンケートを実施することでイベントの周知に繋げることができた。また、健康増進や食育推進に関するアンケートを行い、施策の検討につなげた。	アンケートシステム(人事情報室で契約)を利用して、かめやま・安心めーる(アンケート)登録者でを対象にアンケートを実施した。回答結果をまとめて広報の特集への掲載を行ったり、イベントの開催前に関連したアンケートを実施することにより周知を行った。	完了		引き継がない	取組みが定着したため、第2次行財政改革大綱へは引き継がず、推進室において取り組んでいく。
4	イベントの在り方見直し	財政行革室	市が人的・財政的に支援するイベントについて、必要性、有効性、達成度、関与のあり方について見直します。	「補助金の適正化に関する基準」を改訂する中で、行政内部に設置する事務局の在り方、補助率などを議論し、基準に明記した。	年間に行われるイベントの種類や実施数、実行委員会形式の事務局の在り方について調査するため、市内で行われている年間のイベントをカテゴリー別に整理した。また、「補助金の適正化に関する基準」を改訂する中で、行政内部に設置する事務局の在り方、補助率などを議論し、基準に明記した。	未完了	イベント実施の経緯や事務局の受け皿の問題などから、在り方の見直しについては、時間を要するため、期間内での完了が困難である。	引き継ぐ	補助金の適正化と併せて第2次行財政改革大綱においても引き続き取り組んでいく。
5	各種団体の自立促進	財政行革室	行政の関与度の高い各種団体については、行政の責任領域を明確にします。行政の責任領域の薄い団体については、自立を促します。	「補助金の適正化に関する基準」を改訂する中で、行政内部に設置する事務局の在り方、補助率などを議論し、基準に明記した。	平成23年度から「亀山市体育協会」、「亀山市スポーツ少年団体連絡協議会」、「亀山市レクリエーション協会」の事務局を「亀山スポーツ連合会」が担うこととなった。また、「補助金の適正化に関する基準」を改訂する中で、行政内部に設置する事務局の在り方、補助率などを議論し、基準に明記した。	未完了	各種団体設立の経緯や受け皿の問題などから団体との協議に時間を要するため、一部事務局の移管が困難な状況である。	引き継ぐ	補助金の適正化の中で、引き続き各種団体の自立支援を促進する。
6	まちづくり基本条例推進事業	企画政策室	平成23年度に策定した「まちづくり基本条例推進計画」に基づき、まちづくりを推進します。	第3期推進委員会において「まちづくり基本条例推進計画(H28-H29)」に盛り込むべき事項の検討を進めた。引き続き、平成27年度においても検討・集約を進め、これを基に計画を策定する。	平成22年4月1日に施行した「亀山市まちづくり基本条例」に基づくまちづくりの推進を図るため、第1期まちづくり基本条例推進委員会(H22-23)での検討を元に、「まちづくり基本条例推進計画(H24-25)」を策定した。第2期推進委員会(H24-25)において進捗状況を確認しつつ、計画の推進を図った。平成26年度においては、第3期推進委員会(H26-27)での次期計画に向けた検討を進めた。	計画どおり実施		引き継がない	まちづくり基本条例推進事業については、推進委員会において進捗等を管理していくことから、第2次行財政改革大綱へは引き継がず、推進室において取り組んでいく。
7	人材バンクの設置・活用	財政行革室	専門的な知識や貴重な経験を有する市民や団体を登録した人材バンクを設置し、市民の力をまちづくりに活かしていく体制を整え、活用します。	既存の生涯学習室所管の人材バンクと環境保全室所管の人材バンクを一本化について、双方で検討を行っているが、人材バンクだけでなく市民大学キラリや公民館講座の整理も同時に行う必要があるため、引き続き検討が必要である。	各種審議会委員名簿、市民活動団体の活動状況を紹介した「亀山市民ネット」などから情報を収集し、人材バンクの設置について検討したところ、まずは既に設置・活用している生涯学習室所管の人材バンクと環境保全室所管の「キラリ人材バンク」との関係を整理することとし、双方の人材バンクの一本化を生涯学習計画(H24~H28)に位置付けた。	未完了	双方を一本化する前に、市民大学キラリとの関係性も整理する必要があることから、一本化による人材バンクの活用には時間を要する。	引き継がない	生涯学習計画にも位置づけたことから、第2次行財政改革大綱には引き継がず、関係推進室により取り組んでいく。
8	ミニ市場公募債発行の検討	財政行革室	市政参画意識の向上の観点から「ミニ市場公募債」の発行について、対象事業も含めて、引き続き、検討します。	ミニ市場公募債について検討した結果、市民参画意識向上の観点からミニ市場公募債発行対象とする事業は現時点で位置付けられていない。また、償還に加え発行手数料も必要となることから、将来の公債費負担を抑制する方針の中で、市民参画意識向上の観点だけの理由で積極的に発行する必要はないと考えられる。	金融機関や証券会社から、ミニ市場公募債の商品性や市場動向、発行に係る手続きや手数料など調査を行ってきた。その結果、市民参画意識向上の観点からミニ市場公募債発行対象とする事業は現時点で位置付けられていない。また、償還に加え発行手数料も必要となることから、将来の公債費負担を抑制する方針の中で、市民参画意識向上の観点だけの理由で積極的に発行する必要はないと考えられる。	完了			

亀山市行財政改革大綱実施事業の取組み実績

No.	実施事業名	推進室	取組み	平成26年度の成果等	5年間(H22-H26)の取組状況	進捗状況	完了(達成)できない理由又は未着手の理由	第2次行財政改革大綱への引継ぎ	
9	コンビニ収納	納税室	平成23年度において、督促及び再発行納付書についてコンビニエンスストアでの納付を可能としましたが、全納付者を対象として、利便性を向上させます。	本格稼動3年目を経過し、個人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税において、納税者に対し納税の時間帯や場所について利便性を提供した。また、市広報等でのPRにより、コンビニ収納が納税者へ周知され、利用件数において前年を上回る結果となった。	平成23年10月にコンビニ収納業務を開始。平成24年度より当初納税通知書に同封する納付書からコンビニ収納対応とした(督促状・再発行納付書等についてもコンビニ収納対応)。 平成24年度利用件数・・・23,988件 平成25年度利用件数・・・25,428件 平成26年度利用件数・・・26,526件	完了		引き継がない	取組みが定着したため、第2次行財政改革大綱へは引き継がず、推進室において取り組んでいく。
10	役所言葉の見直し	総務法制室 共生社会推進室 広報秘書室	役所言葉を市民にわかりやすい言葉に言い替え、心のかもった対応に努めます。	外国人住民への対応として、平成22年度から市の窓口職員を中心にやさしい日本語(わかりやすい日本語)研修を開催しており、平成26年度は、2回に分け52名の参加者があった。 また、事例集案の内容を精査し、役所言葉言い替え事例集を作成した。	他の地方公共団体の事例を参考に、推進室の3室で協議し、役所言葉の洗い出しを行い、役所言葉言い替え事例集(案)を作成し、その内容の検討を行った。 また、外国人対応として、平成22年度から市の窓口職員を対象にやさしい日本語(伝わる日本語)の研修を行った。 平成26年度は、事例集案の内容をさらに精査し、役所言葉言い替え事例集を作成した。	完了			
11	公共施設予約システムの導入	文化スポーツ室	横断的に公共施設が検索、予約できるシステムを導入することにより、公共施設の相互利用の促進と市民の利便性を高めます。	情報化推進委員会に回り、文化施設へのシステム導入については、見送られることとなった。 また、運動施設については、システムの仕様書の作成及び平成27年度導入スケジュールを作成し、運動施設指定管理者と運用方法について協議を行った。	平成24、25年度からの主要事業として提案したが、不採択であった(理由:文化施設への導入を検討、国、県の財源の確保)。 平成25年度 三重県14市体育担当課長会議において、他市の状況を調査するとともに、運動施設利用者に対して、予約システムに関するアンケートを実施した。 なお、平成26年度からの新たな指定管理期間の中で、仕様書に「システム導入にかかる協議」を明記し、8月21日にシステム会社によるデモを実施(指定管理者同席)した。	未完了	平成27年度中のシステム構築を目標に、導入計画及び仕様の検討などを行い準備を進めている。	引き継がない	左記のとおり導入に向けての協議が既に行われていることから、第2次行財政改革大綱へは引き継がず、推進室において取り組んでいく。
12	入札契約制度改革	契約管財室	物品及び役務に関する調達方法の見直しを進めるとともに、契約に関する公表の促進などを図り、競争性、透明性及び公平性の高い入札・契約制度の改革に努めます。	8月に入札・契約制度改革プロジェクトチームより「第1次亀山市入札・契約制度改革提言書」が提出され、その提言を受けて9月から①工事における予定価格を設計金額とすること、②設計書を公開することとした。 また、3月には「亀山市入札・契約制度改革検討報告書」が提出され、工事における一般競争入札範囲の拡大や、物品・委託等の入札制度について報告された。	平成22年度に条件付事後審査型一般競争入札を導入し、現在は設計金額5,000万円以上の工事及び設計金額3,000万円以上の土木一式工事を対象としている。 また、同年度に郵便入札を導入し、現在は一般競争入札及び設計金額3,000万円以上の工事、設計金額300万円以上の物品購入を対象としている。 平成24年度には「随意契約ガイドライン」を策定した。	未完了	入札・契約制度改革プロジェクト・チームにおいては、主に工事について調査・検討してきたことから、委託業務については、ほとんど取り組むことができなかった。	引き継ぐ	長期継続契約の検討など、引き続き第2次行財政改革大綱で取り組んでいく。
13	庁内マネジメントシステムの見直し	企画政策室 人事情報室 契約管財室	毎年、庁内各種マネジメントシステムについて見直すとともに、行政経営のための有効なツールとして活用を図ります。	使命・目標と人事考課制度のシート1を統合することで、作業の効率化を図った。 ISOマネジメントシステムについては、外部認証の継続取得について検討を行った。今後は、地球温暖化防止対策実行計画(第2期)のPDCAサイクルを有効に機能させるため、自主的な施設の管理体制を確立する必要がある。	庁内各種マネジメントシステムについて、見直しを行い、行政経営のための有効なツールとして活用を図るよう、検討を行った。その結果、人事情報室が実施する使命・目標と人事考課制度の一部を統合し、作業の効率化を図った。	完了		引き継ぐ	行政評価システムの再構築や組織機構の再編に併せて、引き続き、庁内マネジメントシステムの見直しを行っていく。
14	施策評価の実施	企画政策室	第1次亀山市総合計画後期基本計画の施策推進のため、現行の事業評価を発展させた、施策評価を実施します。	後期基本計画の平成24年度・25年度の施策評価を実施することで施策推進を図り、また、主要な施策の成果報告書として9月決算議会に提出し、決算審査の充実につなげた。	平成24年度にスタートした後期基本計画の効率的・効果的な推進を図るため、これまでの事務事業評価に加え、より高次の目的である施策の進捗状況を評価する施策評価を導入した。 導入に当たっては、行政評価システム全般の見直しを行い、平成24年度・平成25年度の評価を実施し、それを決算資料(主要な施策の成果報告書)として9月決算議会へ提出し、決算審査の充実につなげた。	完了		引き継ぐ	行政評価システムの再構築の中で、引き続き取り組んでいく。
15	事務事業評価の範囲の拡大	財政行革室	現在、主要事業のみを対象に行っている事業評価の対象を拡大し、事業の必要性、有効性を検証することにより、事業の見直しを図ります。	平成26年度においても事務事業評価を実施し、事業の必要性、有効性の検証を行い、必要に応じて外部評価も実施した。評価の結果については、事務事業点検や平成27年度の予算要求時の参考資料として、事業の見直しに活用した。	平成24年度にこれまでの主要事業における事務事業評価に加え、標準事業においても評価対象とするよう制度設計を行い、平成25年度から実施した。 評価の結果については、事務事業点検や平成27年度の予算要求時の参考資料として、事業の見直しに活用した。	完了		引き継ぐ	行政評価システムの再構築の中で、引き続き取り組んでいく。

亀山市行財政改革大綱実施事業の取組み実績

No.	実施事業名	推進室	取組み	平成26年度の成果等	5年間(H22-H26)の取組状況	進捗状況	完了(達成)できない理由又は未着手の理由	第2次行財政改革大綱への引継ぎ	
16	保育所のあり方の検討	子ども家庭室	公立保育所への民間活力の活用について検討します。また、国の幼保一体化の動きに対応した検討を行います。	保育所のあり方については、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子ども輝きプロジェクト推進チーム会議全7回及び子ども・子育て会議全10回において協議・審議を重ね、平成27年3月に「亀山市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。	保育所のあり方については、公立保育所への民間活力の活用を検討するとともに、「子ども・子育て支援新制度」における認定こども園に関する動向や情報の把握に努めた。また、平成25年8月に設置した子ども・子育て会議では、子育てに関するアンケート調査を実施し、今後の保育所のあり方についても審議した。	完了		引き継ぐ	左記のとおり検討を行っており、第2次行財政改革大綱においても引き続き取り組んでいく。
17	水道業務の受付、料金部門の民間活用の検討	上水道室	受付、開閉栓、検針、料金計算、請求、収納、滞納整理の業務について、民間活用を検討します。	平成25年度に完了(水道業務の受付、料金部門の民間活用を検討した結果、民間委託を行わないとの結論を出した。)	民間を活用している名張市への聞き取りと同市より委託業務を受注している事業者から提出された見積額が高額であったことから費用対効果の観点より当市での民間活用は時期尚早であると判断した。また、検針業務のみを民間委託することも合わせて検証したが費用削減につながる効果は得られないことから、平成25年度に民間委託は行わないとの結論に至った。	完了			
18	関ロジへの指定管理者制度の導入	観光振興室	関ロジの管理運営について、指定管理者制度を導入し、民間事業者の専門性を活かすことにより、市民サービスの向上を図ります。	平成25年7月から指定管理者による営業を開始したが、指定管理者からの申し出により、平成26年度末で休館となった。今後において、指定管理者制度におけるリスク管理や基本協定書及び業務仕様書の見直しを行っていく必要がある。	平成22年度に議会「公営企業経営問題特別委員会」から指定管理者制度導入による存続の提言があり、平成22年度に「亀山市国民宿舎関ロジの運営手法検討調査」を実施した。 平成23年度に総務委員会協議会において、「民間活力の導入による経営形態の移行」について説明し、平成24年度に指定管理者制度導入の決定、公募により指定管理者の決定、基本協定締結を行い、平成25年7月より指定管理者による営業を開始した。 その後、指定管理者からの申し出により平成26年度末で休館となったことから、指定管理者制度におけるリスク管理や基本協定書及び業務仕様書の見直しを行っていく必要がある。	未完了		引き継ぐ	第2次行財政改革大綱においても課題を整理しながら施設の在り方を検討していく。
19	定員適正化計画に基づく適正な定員管理	人事情報室	平成22年度策定の定員適正化計画に基づき、非常勤職員の配置を含め、適正な定員管理に努めます。	平成26年度においては、定員適正化計画に基づき、職員の適正配置、非常勤職員の効果的な活用などに努め、適正な定員管理に努めた。この結果、第2次定員適正化計画の最終目標である平成27年4月1日における職員定員は、目標数(424人)を達成することができた。	現在の定員適正化計画に基づき、職員数を現状維持とすることとしているが、権限委譲に伴う事務事業の増加や育児休業者の増加により、現状維持をすることが困難な状況となっている。このことに対応するために、担当部署と協議を重ね、非常勤職員の効果的な配置や高齢者再任用制度の活用により、適正な定員管理に努め、第2次定員適正化計画の最終目標である平成27年4月1日における職員定員は、目標数(424人)を達成することができた。	完了		引き継ぐ	第3次定員適正化計画の着実な実施に向け、第2次行財政改革大綱においても引き続き取り組んでいく。
20	長期研修計画に基づく人材育成	人事情報室	平成23年度策定の長期研修計画に基づき、将来的に求められる職員を育成するための研修体制を確立するとともに、外部研修での成果を政策形成に活かせる機会の提供などにより、本人と組織の両面において能力向上の相乗効果を生み出すことのできる人材育成に取り組めます。	三重県市町総合事務組合の実施する階層別研修、パワーアップ研修へ派遣を行った。また、自治大学校、市町村アカデミーへも研修派遣を行った。さらに、独自研修(ハラスメント防止研修、アサーティブ研修、コンプライアンス研修、仕事の進め方研修)を実施し、職員の能力開発・資質向上を支援することができた。	平成23年度の『人材育成基本方針』の改訂に伴い、「亀山市職員長期研修計画」を策定した。本計画に基づき、一般研修、階層別研修、派遣研修等を毎年度計画的に実施し、職員の効率的な能力開発を進めてきた。	計画どおり実施		引き継ぐ	長期研修計画の着実な実施に向け、第2次行財政改革大綱においても引き続き取り組んでいく。
21	復職支援プログラムの導入・実施	人事情報室	復職支援プログラムを導入し、病気休暇者等の職場復帰を支援します。	平成26年度は、1人が復職支援プログラムを活用し、職務に復帰した。	復職支援プログラムにつきましては、平成24年8月1日に導入し、平成24年度中に1人が活用し、復帰に至っている。また、平成26年度においても、1人が復職している。	完了		引き継がない	取り組みが定着したため、第2次行財政改革大綱へは引き継がず、推進室において取り組んでいく。
22	ワーク・ライフ・バランス率先行動	人事情報室	管理職は、業務の簡素効率化を図り、超過勤務の削減、年次有給休暇の取得により、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の職場環境の実現に努めます。	第2次特定事業主行動計画の目標値である46,000時間/年以内を数値目標とし、目標達成に向け取り組んできたが、3,252時間超過となる49,252時間となり、目標を達成できなかった。 また、年次有給休暇については、家族の時間づくり事業や夏季休暇期間に併せた年休取得、さらには、職員組合とタイアップした計画休暇制度を活用することで、目標取得日数8日を達成することができた。	第2次特定事業主行動計画において目標としている年間時間外勤務時間数46,000時間以内については、部ごとに目標時間を設定し、部長級管理の下削減に努めた。年次有給休暇については、年間8日間を取得目標とし、家族の時間づくり事業や職員組合とタイアップした計画休暇制度を活用することで取得促進に努めた。	未完了	所属により時間外勤務時間数の増減につながる原因は、さまざまである中、目標値を超過している所属長へは、目標を達成できなかった要因について、十分に分析をさせ、今後の時間外勤務時間の削減につなげるよう徹底するとともに、今後も引き続き、部長、室長による職員への時間外削減の意識付けを行い、部長マネジメントにより、目標46,000時間達成に向け、手順書に基づいた取り組みを進める。	引き継ぐ	年間時間外勤務時間の削減に向け、第2次行財政改革大綱においても人件費の削減の中で引き続き取り組んでいく。

亀山市行財政改革大綱実施事業の取組み実績

No.	実施事業名	推進室	取組み	平成26年度の成果等	5年間(H22-H26)の取組状況	進捗状況	完了(達成)できない理由又は未着手の理由	第2次行財政改革大綱への引継ぎ	
22	ワーク・ライフ・バランス率先行動	共生社会推進室	管理職は、業務の簡素効率化を図り、超過勤務の削減、年次有給休暇の取得により、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の職場環境の実現に努めます。	5月2日(金)を幼稚園や小中学校の休業日に設定し、「家族の時間づくり」事業として、家族の絆やワーク・ライフ・バランスを見つめ直すきっかけづくりに加え、休暇取得促進や働き方の見直しなどの社会改革全体の観点からも啓発を行った。	「家族の時間づくり」事業について、5月の大型連休を拡大するよう市内全ての幼稚園・小学校・中学校を対象に休業日を設定し、家族が一緒に過ごすことによる家族の絆やワーク・ライフ・バランスについて見つめ直すきっかけを提供することを目的に実施した。市職員の休暇取得者の増加、保育園や学童保育所を休む子の増加などにより、この取組みが定着してきていることがうかがえる。	完了		引き継がない	取組みが定着したため、第2次行財政改革大綱へは引き継がず、推進室において取り組んでいく。
23	エコ通勤の実施	人事情報室	平成23年度の試行を踏まえ、職員自らが環境負荷軽減の意識を高めるため、エコ通勤を実施します。	これまでからの試行結果を踏まえ、平成26年度上半期において「エコ通勤実施要項」を新たに策定し、下半期(10月)にはエコ通勤を本格的に実施することができた。今後は、実施要綱に基づき毎年5月と10月に実施していくこととする。	平成23年度から平成25年度にかけて試行を重ね、制度の確立に向け検討してきた。試行結果を踏まえ、平成26年度上半期に、「エコ通勤実施要項」を新たに策定し、下半期(10月)にはエコ通勤を本格的に実施した。今後は、実施要綱に基づき毎年5月と10月に実施していくこととする。	完了		引き継がない	取組みが定着したため、第2次行財政改革大綱へは引き継がず、推進室において取り組んでいく。
24	地域づくり支援職員の配置	人事情報室	各地域で行われる新しいまちづくりに職員が積極的に参画し、個性的で魅力あふれる地域づくりをさらに推進します。	平成26年度は、地域まちづくり協議会への移行の検討を進めるため、平成27年1月に新たに3名の地域づくり支援職員の任命を行った。	平成25年5月1日付けで12人の地域担当職員を配置し、スキルアップのための研修を実施している。また、平成26年度人事異動により、地域担当職員が不足することとなったため、追加で地域担当職員を任命し、補充を行った。また、平成27年4月1日からは、すべての地域に地域づくり支援職員を配置し、魅力ある地域づくりの推進を図っていく。	完了		引き継ぐ	地域まちづくり協議会の設立支援や地域担い手の支援の中で、引き続き取り組んでいく。
25	コンプライアンスの徹底	総務法制室	すべての職員が市民全体の奉仕者であることを自覚し、市民から信頼される職員となるよう、コンプライアンスハンドブックを作成し、コンプライアンスを徹底します。	市のコンプライアンス向上のため、人事情報室と連携し、市法律顧問を講師にコンプライアンス研修を実施した。 実施日 平成26年8月25日 受講職員 主査級職員 25人	平成24年度から、コンプライアンスハンドブックの作成に着手し、亀山市コンプライアンス委員会における審査等を経て、平成25年3月に亀山市コンプライアンスハンドブックを作成した。 また、市のコンプライアンス向上のため、人事情報室と連携し、市法律顧問を講師に迎え、コンプライアンス研修を実施した。	完了		引き継がない	取組みが定着したため、第2次行財政改革大綱へは引き継がず、推進室において取り組んでいく。
26	各種統計データの活用	総務法制室	行政内に存在する各種統計データ等の情報を日常の事務事業に活用することによって、行政事務の効率化につなげます。	資料室にある統計図書のリストを作成し、統計関係ライブラリに掲載した。	内部情報提供システムに統計結果を掲載し、また、「数字でみる亀山市」をホームページに掲載することにより、職員が統計データを活用できるようにした。 平成25年度からは、統計図書のリストを作成することに取り組んでいる。	完了		引き継ぐ	市民ニーズや地域課題を的確に把握し、政策に結び付けていくことが重要であると考えていることから、引き続き取り組んでいく。
27	事務改善運動の強化	財政行革室	平成23年度から実施している「一室一事務改善運動」について、行財政改革の視点に立って、取組みを強化するとともに、職員提案制度を構築します。それにより各職員の行財政改革の意識付けにつなげます。	「一室一事務改善」を実施し、業務の効率化と経費の削減を図った。削減額については、平成26年度実績分で30,129千円、平成27年度予算反映分で8,268千円、合計38,397千円となった。	平成23年度にワーク・ライフ・バランスを主眼として実施した「一室一事務改善運動」を、平成24年度には行財政改革の視点に立って実施した。平成25、26年度においても同様に実施した。	完了		引き継ぐ	事務改善によりコスト意識、事務の効率化等、職員の意識を更に高めるため、引き続き取り組んでいく。
28	統合型GISの有効活用	人事情報室	統合型GISを有効に活用し、事務事業の効率化に努めます。	新規採用職員を中心に操作研修を実施した。その結果、多くの職員が統合型GISシステムの活用方法を理解できるようになった。	平成23年度から庁内での電子地図情報の利活用のため、統合型GISシステムを稼働させている。導入時に、亀山市基本地図・住宅地図・航空写真図、道路台帳・上下水道台帳・都市計画図等を利用できるようにし、各室で業務に利用する地図データの作成・利用及び他室に公開できるものについては公開を行っている。(例:防犯灯設置個所、学校区、公園等)また、毎年操作研修を行っており平均で50人前後が受講している。 本システムの導入により、これまで各所管が独自に保有していた地図情報を集約でき、他所管の地図情報も閲覧・利用できるようになり、例えば会議や地元説明会等での複数の所管の地図情報を一本化した配布資料等として活用されている。	完了		引き継ぐ	導入及び庁内への展開は完了しているが、今後更に庁内型GISをベースにインターネット上で市民も利用できる公開型GISの導入を検討(オープンデータ)していく。



亀山市行財政改革大綱実施事業の取組み実績

No.	実施事業名	推進室	取組み	平成26年度の成果等	5年間(H22-H26)の取組状況	進捗状況	完了(達成)できない理由又は未着手の理由	第2次行財政改革大綱への引継ぎ	
29	共通業務のマニュアル化	財政行革室	財務、契約、出納、人事、庶務など庁内において共通する基本的な業務のマニュアルを「見える化」することにより、事務の効率化に努めます。	庁内グループウェア「ライブラリ」-「計画・マニュアル」-「各種マニュアル」に30のマニュアルや基準などを掲載して庁内で共有し、業務の効率化を図った。	平成24年度に各種マニュアルの一部を庁内グループウェア「ライブラリ」-「計画・マニュアル」に掲載し、随時更新を行っている。 平成26年度末で30のマニュアルや基準などを掲載して庁内で共有し、業務の効率化に努めている。	完了		引き継がない	取組みが定着したため、第2次行財政改革大綱へは引き継がず、推進室において取り組んでいく。
30	市民ニーズの効率的な把握	財政行革室	アンケート調査を庁内グループウェアに掲載していくことにより、市民ニーズの共有化を図り、計画策定に反映させていきます。	平成26年度においても、庁内で市民ニーズを共有できるようにグループウェア「ライブラリ」-「アンケート結果」を更新し、それを業務に活用できるよう努めた。	平成22年度から庁内グループウェア「ライブラリ」内に「アンケート結果」を設置し、各部署が行ったアンケート結果を掲載することで、市民ニーズの共有化を図り、計画策定など業務に活用できるよう努めた。	完了		引き継ぐ	事務改善によりコスト意識、事務の効率化等、職員の意識を更に高めるため、引き続き取り組んでいく。
31	組織機構の再編	人事情報室	権限移譲に伴う事務事業や複雑化する行政課題に迅速に対応するため、組織の機能性や合理性・効率性を基本とし、市民ニーズを的確に捉えた行政サービスを総合的に提供できる業務執行体制の整備に向けた組織機構の再編・見直しを行います。	これまでの組織機構の再編にかかる検証を行い、部・室制導入による組織のフラット化により、業務を推進するためのリーダー的な職が明確でなくなったことから、日常業務の中でマネジメントする能力を養成する機会が失われているという大きな課題を明らかにした。	平成22年4月に、組織マネジメント機能を強化するため、経営層直轄部署の見直し、副室長を新たに配置。また、文化部、子ども総合センターを新設、産業建設部の再編等を実施し、職員が自ら考える新たな組織とした。 さらに平成25年4月に、部長・局長による二層管理体制を導入し、横断的な組織のマネジメントを強化した。	完了		引き継ぐ	経営力を強化する体制づくりに向け、第2次行財政改革においても取り組んでいく。
32	外郭団体の経営の健全化(公益財団法人亀山市地域社会振興会)	財政行革室		年度当初や予算要求時に更なる自主財源の確保及び経費削減を図るよう依頼し、経営の健全化を促した。今後、施設の老朽化に伴い、修繕や大規模工事が必要となってくることから、財政的支援の内容について協議をする必要がある。	職員の意識改革及び経費削減への取組みを促し、また予算要求時にはこれまで以上に内容を精査するよう協議した。平成25年4月から公益財団法人へ移行したこともあり、公益財団法人のメリットを活かした取組みを行い、自主財源の確保など行財政改革を促している。	計画どおり実施		引き継ぐ	引き続き地域社会振興会の経営の健全化を図っていく。
32	外郭団体の経営の健全化(社会福祉法人亀山市社会福祉協議会)	地域福祉室	財政的支援など市の関与のあり方を見直し、健全な団体経営を促進します。	基金、積立金の執行状況を確認し、今後も弾力的な運用に向けて継続的に協議することになった。また、平成27年度において、亀山市社会福祉協議会補助金交付要領の見直しを進めていくこととした。 社会福祉センターの大規模修繕については、協議の結果、従来からの負担割合を見直し、市の費用負担割合を 2/3から1/2とすることに決定した。	介護保険サービスや障害福祉サービスの独立採算部門を含め、健全な財政運営であることを確認した。また、積立金や基金の執行状況を把握し、弾力的な運用に向けて協議を進めている。 社会福祉センターの大規模修繕について、協議の結果、市の費用負担割合を従来2/3から1/2とすることに決定した。	計画どおり実施		引き継ぐ	引き続き社会福祉協議会の経営の健全化を図っていく。
32	外郭団体の経営の健全化(公益社団法人亀山市シルバー人材センター)	高齢障がい支援室		平成25年度に見直した補助方法により補助金交付を行い、健全な団体運営の促進を図った。	高齢者に働く場を提供し、生きがいづくりや社会参加の促進に寄与するため、公益社団法人亀山市シルバー人材センターに対する運営補助金を交付した。平成25年度に、平成26年度からの補助金の見直しを行い、補助対象を国の補助項目のみとし、精算方式に変更した。	計画どおり実施		引き継ぐ	引き続きシルバー人材センターの経営の健全化を図っていく。
33	権限移譲の調整・検証	総務法制室	地域主権推進に伴う国、県からの事務・権限移譲については、市民サービスの向上や費用対効果を考慮しながら、関係機関と積極的な調整を行います。 また、移譲後には、事業の効果について、各担当室において検証を行います。	第3次一括法による消防長及び消防署長の資格基準の条例委任について、「亀山市消防長及び消防署長の資格を定める条例」を9月定例会に議案として提出し、条例を制定した。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次・第2次・第3次)の成立に伴い、法律の施行までに必要となる条例整備等を行った。 平成26年度は、第3次一括法による消防長及び消防署長の資格基準の条例委任に係る条例整備を行った。 なお、第4次一括法が平成26年6月に公布されたことを踏まえ、今後の国、県等の動向に注視し、情報を的確に把握し対応していく。	完了		引き継ぐ	今後の国、県等の動向に注視し、情報を的確に把握し対応していく必要があり、引き続きを第2次行財政改革においても取り組んでいく。
34	委託業務経費の削減	契約管財室	市が発注する施設管理委託業務について複数年契約を検討し、経費の削減と事務の効率化に努めます。 また、計画策定に係る業務委託の範囲についても検討します。	入札・契約制度改革プロジェクト・チームにおいて、物品や委託業務の入札方法について報告があった。 物品においては専門性を有するものについて一般競争入札を導入、委託業務については可能な限り一括入札・契約し、債務負担行為の設定に基づく複数年契約による入札をすべきであるとの意見が述べられた。	入札・契約制度改革プロジェクト・チームにおいては、主に工事について調査・検討してきたことから、委託業務については、ほとんど取り組むことができなかった。 また、個別事項として、平成25年度策定の「公共施設白書」については、業者への業務委託とせず、職員により策定し、経費の削減を図った。	未完了	入札・契約制度改革プロジェクト・チームにおいては、主に工事について調査・検討してきたことから、委託業務については、ほとんど取り組むことができなかった。 なお、この実施事業は、事業番号12入札契約制度改革において推進していく。	引き継ぐ	長期継続契約の検討など、引き続き第2次行財政改革大綱で取り組んでいく。

亀山市行財政改革大綱実施事業の取組み実績

No.	実施事業名	推進室	取組み	平成26年度の成果等	5年間(H22-H26)の取組状況	進捗状況	完了(達成)できない理由又は未着手の理由	第2次行財政改革大綱への引継ぎ	
35	予算編成改革	財政行革室	標準的経費については、事務事業評価と連動させるとともに、一定の目標額を設定して予算編成をします。	平成27年度予算の要求時においても、事務事業評価対象事業については、総合判定の結果及び担当室における事業の重要度(A~C)を明示し、予算編成の参考とした。また、経常経費の削減目標額約96,000千円に対し、約200,000円の予算削減に努めた。	平成24年度当初予算編成から経常的経費について、部室単位で削減目標を設定し、平成26年度までの3年間で合計約6億6千万円の削減を行った。また、平成26年度予算要求書から、事務事業評価対象事業については、総合判定の結果及び担当室における事業の重要度を明示することとした。	未完了	政策予算、標準予算の区分、事業別予算、一件査定方式による積み上げ方式による予算編成を継続しており、特に今後財源不足が見込まれる中で、現時点では本市に最適な予算編成手法であると考えている。事務事業評価は達成度の視点で評価されることから、直接予算編成との連携は難しいところがある。そのため、事務事業点検を行い予算編成に反映させていく。	引き継ぐ	左記の理由から引き続き第2次行財政改革大綱に掲げて取り組んでいく。
36	事業仕分けの実施	財政行革室	「事務事業評価」や「施策評価」の結果などを参考にし、事業仕分けの再構築を図り実施します。	新たな事業仕分けとして、従来の事業仕分けの手法を用いて、職員を中心とする内部点検と外部委員による外部点検の二段階による事業点検を2年にわたり実施することとした。平成26年度は11月23日に内部点検を実施し、事務事業評価シートを基に公開討論を行った。なお、平成27年度予算には3事業で9,000千円の削減を反映させた。	平成22、23年度に事業仕分けを実施し、約13,100千円を削減した。これについては、平成19年度から4度実施しているが、開始から7年が経過しており、社会情勢や市政を取り巻く環境の変化も見極めながら、新たな視点で事業を点検する必要がある。このことから、新たな事業仕分けとして、従来の事業仕分けの手法を用いて、職員を中心とする内部点検と外部委員による外部点検の二段階による事業点検を2年にわたり実施することとした。平成26年度は11月23日に内部点検を実施し、事務事業評価シートを基に公開討論を行った。平成27年度予算には3事業で9,000千円の削減を反映させた。	計画どおり実施		引き継ぐ	事業の再編の中で、事業仕分けの手法も含め、最適な方法検討するため、引き続き取り組んでいく。
37	補助金の適正化	財政行革室	平成22年3月の亀山市行政改革推進委員会からの「補助金のあり方答申書」及びこれまでに実施した「事業仕分け」の結果を踏まえ、補助金の目的、成果等を十分検証し、市民ニーズを的確に捉えた上で、補助金の内容の見直しを行います。	平成20年度に策定した「補助金・負担金の適正化に関する基準」について、全ての補助金を分類し、分類ごとに検証や見直しの方法を取り決めるなど、補助金の更なる適正化を円滑に図るため、2月に「補助金の適正化に関する基準」として改訂を行った。これを基に平成26年度末で終期設定のある補助金交付基準の改訂を行った。	平成20年度に策定した「補助金・負担金の適正化に関する基準」に基づき、全ての補助金において交付根拠を明確化するとともに、平成26年度予算編成にあたっては、「10年以上続いており、かつ、見直しがされていない補助金」、「平成24年度繰越額が平成25年度予算額以上の補助金」について、補助金調査シートを基に優先的に見直した。平成26年度には、全ての補助金を分類し、分類ごとに検証や見直しの方法を取り決めるなど、補助金の更なる適正化を円滑に図るため、2月に「補助金の適正化に関する基準」として改訂を行い、これを基に平成26年度末で終期設定のある補助金交付基準の改訂を行った。	未完了	一部の補助金について見直しを行ったが、今後、補助金の適正化に関する基準に基づき、更なる見直しを図る必要がある。	引き継ぐ	補助事業の目的、内容、補助率、執行状況など、引き続き基準に沿った見直しを行っていく。
38	水道ビジョンに基づく水道事業の推進	上水道室	平成23年度策定の水道ビジョンに基づき、水道事業を推進します。	安定した水道水が供給できるよう水質管理の強化として坂下水源地施設の整備、他の水源池、加圧ポンプ場の機器類の取替などを実施した。また、下水道工事に伴う配管整備等で配水管の耐震化が進められ、災害に強い施設整備にも取り組めた。水道水の水質については計画的に水質検査を実施し、安全な水が供給できている。また、年次的に給水区域を設定して、今年度は高塚町の漏水調査を実施し、漏水箇所を修繕することで有収率の向上に努めた。	平成23年度策定の水道ビジョンに基づき、水道事業を推進するにあたり、年次計画のとおり水源地・浄水施設・送配水施設・電気計装設備の整備を行っている。	未完了	水道ビジョンについて平成26年3月に厚生省から「新水道ビジョン」の内容を盛り込んだ内容に改訂するよう通知があり、水道料金の検討を含め引き続き資産を効率よく運営するためのアセットマネジメントの準備・資料収集・骨子作成を行っていく必要がある。	引き継ぐ	効率的な水道事業経営に向けて、水道ビジョンに基づきながら引き続き取り組んでいく。
39	病院経営の健全化	医事管理室	入院、外来、透析等の診療体制を充実し、地域の実情に応じた医療を提供することにより、収益性を高め経営健全化に努めます。	診療体制について、下記のとおり維持・充実を図った。 ・医師については、常勤医師7名と三重大学亀山地域医療学講座など、三重大学との連携・協力による非常勤医師16名の体制であり、このうち内科については、広い診療範囲を特色とし在宅医療等にも適した総合診療医9名の体制であり、さらに、医師会との協働による夜間時間外応急診療と併せた診療体制を整えた。 ・看護職員については、業務見直しによる職場改善やホームページの活用等による離職防止を図り、看護学校との連携や看護師修学資金貸与制度の活用により、今後5年先までの新卒者確保の目途をたてる等安定的な人材の確保ができた。	・三重大学での寄附講座開設による総合診療医・整形外科医の確保 ・三重大学地域家庭医育成拠点施設化による総合診療医の確保 ・県内看護大学との連携による推薦枠の創設 ・修学資金貸付制度の充実と利活用による新卒看護師の確保 これらの取り組みによる医療職員の確保により診療体制を維持・充実し、健全経営化に努めた。	計画どおり実施		引き継ぐ	病院経営の更なる健全化に向けて、引き続き取り組んでいく。

亀山市行財政改革大綱実施事業の取組み実績

No.	実施事業名	推進室	取組み	平成26年度の成果等	5年間(H22-H26)の取組状況	進捗状況	完了(達成)できない理由又は未着手の理由	第2次行財政改革大綱への引継ぎ	
40	下水道事業の公営企業会計の導入準備	下水道室	平成27年度の公営企業会計導入を目指し、諸準備を進めます。	平成27年4月1日から公共下水道事業の法適化(一部適用)を実施した。農業集落排水事業の企業会計化については、近隣市町の動向も参考にしながら平成31年度を目途に検討していきたいと考えている。	平成27年度を目処として地方公営企業法の適用をし企業会計に移行するため、平成24年度に地方公営企業法適用基本計画を策定し、公共下水道事業の法適化(一部適用)を決定したが、農業集落排水事業については、収支バランスが悪く、独立採算を図ることが極めて困難との判断から今回の対象からは外した。平成25年度には、公共下水道事業がこれ迄に取得した固定資産の資料収集及び調査を実施し、平成26年度は、資産評価、会計システム導入・構築及び移行に向けた各種手続きを進めている。	完了		引き継ぐ	農業集落排水事業の企業会計化に向けて、引き続き取り組んでいく。
41	持続可能な国民健康保険事業の運営	保険年金室	国民健康保険の安定化、健全化を推進することにより、一般会計からの繰入に依存することのないような経営の健全化を推進します。これにより誰もが安心して医療を受けられるよう事業運営を行います。	平成25年度に引き続きコールセンターを活用し、また滞納者に対しては短期証の発行により、窓口に来る機会を増やし、納税につなげるなど取組みを行った結果、国民健康保険税の収納率は、平成22年度88.27%から平成25年度90.32%、平成26年度は90.66%の見込みと向上している。また、ジェネリック(後発)医薬品の差額通知、各検診の受診推奨を行うとともにレセプトデータの分析、再検査対象者への通知などを行い、医療費抑制に努めることにより、経営の健全化を推進した。	短期証の方…窓口で生活状況を聞き取り、分納等納付意識を継続してもらう。医療費抑制のため、各検診の受診勧奨とともにレセプトデータ等を分析し、効率的に未受診者対策を行った。	計画どおり実施		引き継ぐ	持続可能な国民健康保険事業の運営に向け、引き続き取り組んでいく。
42	市の私債権の適正な管理	納税室	平成24年度施行の「亀山市の私債権の管理に関する条例」に基づき、市の私債権の適正な管理を図ります。	条例に基づく債権管理の3年目であり、昨年度までの管理状況を検証し、私債権の収納状況一覧表及び私債権の根拠法令等を記載した一覧表を作成した。平成26年度は「滞納処分等判定委員会」において検討を行い、31件の債権放棄を行った。平成27年度は、私債権の担当室と連携を図りながら、引き続き適切な管理を行っていく。	年3回私債権対策会議を行い、私債権の担当室に強制執行及び債権放棄等について適正な管理を促した。また、回収困難な事案については、滞納処分等判定委員会において法令に基づき検討を行った。 平成24年度債権放棄 228件 4,939,838円 平成25年度債権放棄 581件 6,895,155円 平成26年度債権放棄 31件 664,681円	完了		引き継ぐ	引き続き、更なる債権管理の適正化を図るため、第2次行革大綱においても取り組んでいく。
43	地域産業活性化基本計画の策定・推進	商工業振興室	企業立地促進法に基づく地域産業活性化基本計画を策定し、推進します。	三重県や市内産業団地開発事業者と連携を図り、新規立地を検討する事業者について、情報把握や立地の働きかけを行うとともに、亀山商工会議所等と連携し、販路開拓等を目指す中小企業者や市内での創業予定者等の意欲ある取組を支援した。こうした取組により、市内民間産業団地へ進出決定した事業者2社と立地協定を締結するとともに、市内中小企業者等の経営力向上に繋がった。	商工団体、金融機関、大学、行政等で組織する亀山地域産業活性化協議会での協議を経ながら、平成24年11月に国の同意を得て、地域産業活性化基本計画を策定し、多様な産業の集積を目指し、企業立地の促進、中小企業支援など、計画の推進を図った。	完了		引き継ぐ	引き続き、計画に沿って推進を図り、新たな財源の確保をに向け、取り組んでいく。
44	普通財産の有効活用・売却	契約管財室	普通財産、国有財産の譲与による赤道等、行政財産として利活用が見込めない財産については、積極的に売却処分や貸付を推進します。	市庁舎1階玄関ロビーの一部に広告付案内表示板を設置し、行政財産一時貸付を行うため、公募を行った結果、1者が応募し、年間129,600円の収入を得ることができた。(契約期間:平成27年3月2日から平成31年3月31日まで)	飲料・たばこの自動販売機設置については、平成21年度までは行政財産目的外使用料として収入してきたが、平成22年度からは行政財産の貸付けとして一般競争入札としたことにより、数十倍の収入増となった。また、平成24年度には、利活用の見込めない普通財産を公売し、平成26年度には普通財産の新たな貸付けを行うなど、収入増に努めた。	未完了	不用財産の処分は、行政のスリム化のために推進しなければならない大きな課題であるが、一方、境界確定などの事務処理に多くの時間を要する。	引き継ぐ	引き続き、普通財産の有効活用、売却資産の整理を行っていく。
45	行政財産及び普通財産の貸付料の見直し	契約管財室	行政財産目的外使用料及び普通財産貸付料については、他団体等との比較により料金設定の妥当性を検証し、受益者負担の適正化を図ります。	料金設定については、他市の貸付料の平均以上であることから改正は行っていない。例規に基づき 適正に貸付をおこなった。	県内他市の貸付料を調査し、当市の料金設定が平均以上であることから、改正は行わないと判断した。	完了		引き継ぐ	引き続き、受益者負担の適正化の中で取り組んでいく。
46	基金の有効活用	財政行革室	各種基金の設置目的、効果等について検証・評価を行い、基金活用指針を策定し、効果的な活用に努めます。	平成25年2月に策定した基金活用指針に基づき、平成26、27年度予算編成において、指針で示した方向性に基づき基金から繰入を行い、財源を確保した。	市の保有する基金の有効活用に向けた方向性を示した基金活用指針を平成25年2月に策定した。平成25年度予算編成以降、指針で示した方向性に基づき基金から繰入を行い、財源を確保している。	完了		引き継がない	基金活用指針に基づき、関係室により取り組んでいく。

亀山市行財政改革大綱実施事業の取組み実績

No.	実施事業名	推進室	取組み	平成26年度の成果等	5年間(H22-H26)の取組状況	進捗状況	完了(達成)できない理由又は未着手の理由	第2次行財政改革大綱への引継ぎ	
47	広告収入の導入	財政行革室	広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどに有料広告掲載を導入し、新たな財源確保に努めます。	平成26年度には市ホームページのバナー広告を9枠に拡大し、財源の確保に努めた。 また、図書館における雑誌サポーター制度の導入に向けた検討を行った。	平成24年度に「亀山市広告掲載基準」を定め、平成25年度から市ホームページへのバナー広告料として、新たな財源の確保ができた。 また、図書館における雑誌サポーター制度の導入に向けた検討を行った。	計画どおり実施		引き継ぐ	引き続き、新たな財源の確保の中で取り組んでいく。
48	カーボンオフセットの検討	森林林業室	森林を整備することによって生まれる温室効果ガスの吸収量等の企業等への売却を検討します。	平成25年度に完了(カーボンオフセット制度についての先進地視察や当該制度の事務局であるJ-VERIに事業の是非について検討した結果、制度の導入を行わないとの結論を出した。)	カーボンオフセット制度についての先進地視察や当該制度の事務局であるJ-VERIに事業の是非について、検討してきた。 しかし、平成24年度にJ-VERI制度は廃止され、平成25年度から新たなJクレジット制度に移行したことにより、市が事業主体の森林環境創造事業で施業した森林をクレジット化することについて、森林経営計画認定林であることなどの採択要件に該当しなくなったことから、平成25年度に断念することとした。	完了			
49	白鳥の湯入浴料の見直し	地域福祉室	受益者負担の適正化の観点から、入浴料を見直します。	入浴料の見直しに関して、平成26年6月市議会定例会に入浴料の改正を提案し、10月1日から施行したことにより、受益者負担の適正化を図ることができた。 また、市民限定のパスポート券は、試算値を超える利用があり、利用者のサービスの向上につながった。	ランニングコストや、温泉利用者に対するアンケート、県内の温泉施設の料金などを考慮し、受益者負担の適正化の観点から改正を行った。	完了		引き継ぐ	受益者負担の適正化を図る中で、引き続き入浴料の適正化を図っていく。
50	市運行バス運賃の見直し	商工業振興室	受益者負担の適正化の観点から、バス運賃を見直します。	亀山市地域公共交通計画に基づき、市内バス路線の再編を図るため、現行の東部ルート及び南部ルートについて、運行計画案の作成に伴う関係地域(屋生地域、川崎地域)との協議を行った。	県内近隣市との運行形態も含めた、バス運賃の比較整理や、市民アンケート調査を通じ、バス運賃に関する意向把握を行った。 また、亀山市地域公共交通計画を策定し、機能分類別の運賃体系を整理した。	未完了	路線ごとの具体的な運賃の額は、各路線の再編時にそのサービス水準等に合わせ、亀山市地域公共交通会議で協議することとしているが、路線再編の進捗が遅れている。	引き継ぐ	受益者負担の適正化を図る中で、引き続き見直しの検討を行う。
51	動物火葬炉使用料の見直し	環境保全室	受益者負担の適正化の観点から、動物火葬炉使用料を見直します。	ペット焼却にかかるサービス原価を算出し、受益者負担の公平性の観点から、収骨の有無を設定し、近隣市の状況等を踏まえ見直し額を決定した。平成26年6月市議会定例会に本使用料の改正を提案し、10月1日から施行したことにより、受益者負担の適正化を図ることができた。 本改正内容等については、市広報、HPにおいて、市民への周知を行った。	燃料費、光熱費等焼却にかかる実質的なサービス原価を把握するとともに、県内各市や民間事業者による料金設定等の調査を行った。また、ペット焼却時において収骨を希望される方が増加してきた現状から、収骨の有無による料金設定の妥当性などについて検討し、受益者負担の公平性の観点から見直しを行った。	完了		引き継ぐ	受益者負担の適正化を図る中で、引き続き使用料の適正化を図っていく。
52	幼稚園保育料及び保育所保育料の見直し	子ども家庭室	国の幼保一体化の動きに合せ、幼稚園保育料及び保育所保育料を見直します。	国の公定価格をもとに平成27年度の保育所保育料を検討した結果、平成27年度については据え置くこととし、平成28年度以降の保育料については、平成27年度に検討することとした。	平成27年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」の動向や制度内容の把握に教育委員会と連携して努めるとともに、県内他市の状況を調査・情報収集し比較整理を行い、保育所保育料について検討した。	計画どおり実施		引き継ぐ	受益者負担の適正化を図る中で、引き続き見直しの検討を行う。
52	幼稚園保育料及び保育所保育料の見直し	教育総務室		平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施により、世帯の所得状況に応じた応能負担とするため、幼稚園保育料徴収条例の改正を行った。保育料については県内他市の状況及び市保育所保育料を勘案し、実質的に据え置くこととした。	国における子ども・子育て支援新制度の動向及び他市の状況など情報収集に努めた。また、市福祉部局との情報共有等、連携を図った。	計画どおり実施		引き継ぐ	受益者負担の適正化を図る中で、引き続き見直しの検討を行う。
53	事業系一般廃棄物処理手数料の見直し	廃棄物対策室	事業系一般廃棄物の減量化推進を図るとともに、受益者負担の適正化の観点から事業系一般廃棄物処理手数料を見直します。	処理にかかるサービス原価を算出し、見直し額決定のうえ、平成26年6月市議会定例会に手数料の改正を提案し、平成27年4月1日から施行したことにより、受益者負担の適正化を図ることができた。 また、手数料の見直しが単なる受益者の負担増とならないよう、減量化・資源化の手法を整理し、市内約1,300事業者に対し「ごみ減量・資源化の手引き」を送付し、周知・啓発した。	これまで県内自治体の動向把握に努め、手数料の見直しが単なる受益者の負担増とならないよう事業系ごみの排出実態調査を行い、減量化・資源化の手法を整理し、見直しの検討を進めてきた。平成26年2月策定の「受益者負担の適正化に関する基準」に基づき、処理にかかるサービス原価を算出し、受益者負担の公平性の観点から見直しを行った。	完了		引き継ぐ	受益者負担の適正化を図る中で、引き続き手数料の適正化を図っていく。

亀山市行財政改革大綱実施事業の取組み実績

No.	実施事業名	推進室	取組み	平成26年度の成果等	5年間(H22-H26)の取組状況	進捗状況	完了(達成)できない理由又は未着手の理由	第2次行財政改革大綱への引継ぎ	
54	職員駐車場の有料化の検討	人事情報室	職員駐車場については、全体を検討する中で、有料化を含めて検討します。	他市の職員駐車場利用状況や本市の駐車場利用状況などを調査し、行財政改革推進本部会議で協議した結果、有料化に向けた検討をすべきとの意見もあったが、最終的に職員組合との合意が必要であり、さらに協議を行うこととした。	職員組合等と職員駐車場の有料化への検討を行ってきた。他市の職員駐車場利用状況や本市の駐車場利用状況などを調査し、行財政改革推進本部会議において、担当室の考えを示した。有料化に向けた検討をすべきとの意見もあったが、最終的に職員組合との合意が必要であり、さらに協議を行う必要がある。	未完了	課題の整理や職員組合との協議が必要であり、期間内には完了できなかった。	引き継がない	第2次行財政改革大綱へは引き継がず、推進室で課題の整理や職員組合との協議を行っていく。
55	各種手数料の検討	財政行革室	受益者負担の適正化の観点から、各種手数料について検討します。	平成26年2月策定の「受益者負担の適正化に関する基準」に基づいて原価計算を行い、住民票発行及び税関係証明書発行手数料等の見直しについて検討した。	平成26年2月に「受益者負担の適正化に関する基準」を策定し、それに基づいて所管室で、原価計算を行い、手数料や使用料の改正について、行財政改革推進本部会議で検討した。	計画どおり実施		引き継ぐ	受益者負担の適正化を図る中で、引き続き見直しの検討を行う。